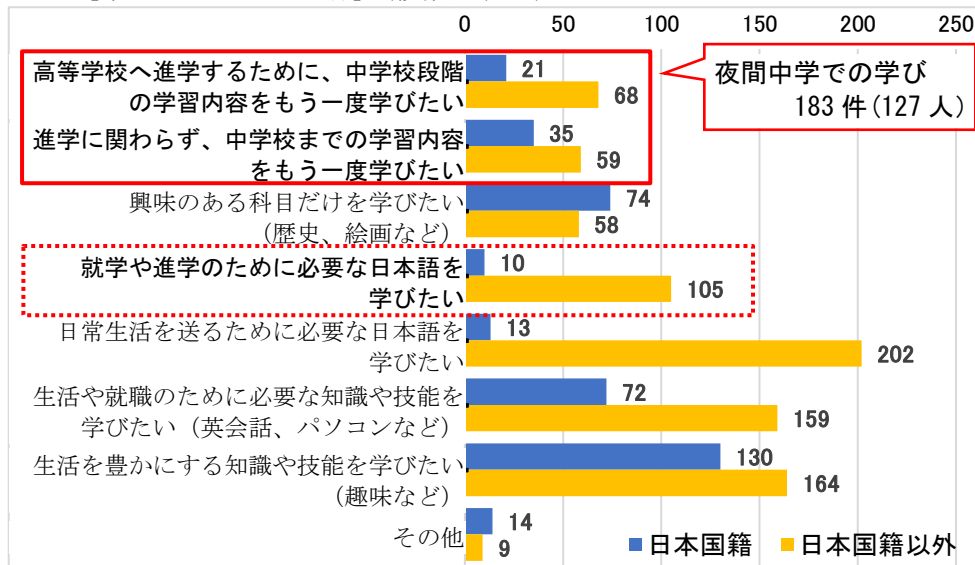


1 夜間中学について

- 戦後混乱期に、義務教育未修了者への教育機会の提供を目的として設置
- H28.12 教育機会確保法の成立
- 対象者の学びの場として、国は夜間中学の設置を促進
 - ・ H29.3 義務教育費国庫負担法の改正
県立夜間中学の教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象
 - ・ R3.1 菅首相答弁「5年後、全都道府県・指定都市への夜間中学設置を目指す」
 - ・ R5.6 第4期教育振興基本計画(R5～9)
夜間中学設置の促進及び設置数の増加を指標として設定

2 ニーズ調査について

- (1) 令和元(2019)年度「夜間中学」に関するニーズ調査について
 - ①調査対象：県内在住者（日本人及び外国人）
 - ②結果概要：「夜間中学」があったら よいと思うか。[有効回答 960 件]
思う…853件(88.9%) 思わない…104件(10.8%) 無回答…3件(0.3%)
- (2) 令和6(2024)年度「多様な学び」のニーズ調査について
 - ①調査対象：様々な事情で学齢期に十分な教育を受けられなかった方、日本語習得に困難がある学齢期を経過した外国籍の方
 - ②結果概要：有効回答 485 件
[学びたい目的や内容]（複数回答可）



3 栃木県立夜間中学設置の基本的な考え方

(1) 設置理念	①学びを求める人が、誰でも、いつからでも最適な学び直しができる学校づくり ②社会的自立に向けて、進級・卒業・進学・就労までの切れ目ない支援体制を整え、自分の夢に向かって学び続ける人材の育成
(2) 開校時期	令和8(2026)年4月
(3) 設置場所	栃木県立学悠館高等学校 校舎内
(4) 設置形態	単独校として設置
(5) 学校規模	1学年につき1学級(1学級35人以内)
(6) 対象生徒	原則県内に居住し、通学が可能な学齢経過者で、義務教育段階の学びを求める者(国籍は問わない)
(7) 修業に関すること	①入学 : 第1学年4月入学 ②進級・卒業 : 3月末 ③修業年限 : 3年 ※ 原則は、上記のとおりだが学習履歴や本人の希望により個別に対応
(8) その他	・授業料及び教科書代は無償 ・教材費等は、実費を本人が負担

4 今後の取組

令和6(2024)年度	○県立夜間中学設置に関する基本計画策定 ○県立夜間中学の学校名決定 ○県立夜間中学の説明会実施 ○「栃木県立学校の設置及び管理に関する条例」改正
令和7(2025)年度	○教育課程の編成(授業科目・時数、校則、学校行事等) ○教科書・教材の選定 ○校歌・校章の作成 ○県立夜間中学の入学希望者説明会(生徒募集) ○必要な施設の整備・改修、物品の調達